

# 愛知地方最低賃金審議会 第 1 回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和 6 年 7 月 25 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階北大会議室

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 中山委員、長谷川委員、水野委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 寺田委員、松村委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

( 事 務 局 ) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、  
名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、  
丹下賃金調査員

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について  
(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について  
(3) 意見聴取に関する公示による意見について  
(4) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について  
(5) 令和 6 年度愛知県最低賃金の改正について  
(6) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

ただ今より、令和 6 年度愛知地方最低賃金審議会 第 1 回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、第 1 回の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。お願いします。

専門部会委員の皆様への辞令につきましては、机上にて配付させていただいておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の No.1 から No.24、別途配付資料としまして労側の資料を合わせて 3 種類を配付させていただいております。不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( 全委員に確認 )

なお、本日の専門部会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告させていただきます。

続きまして、専門部会委員の御紹介をさせていただきます。

本専門部会の委員名簿は 1 ページの資料No.1 としてお配りしており、全ての委員の方が、本審の委員でもありますので、この名簿の配付をもって御紹介とさせていただきます。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は委員 3 名全員が御出席、労働者代表委員は安藤知子委員が欠席され 2 名の御出席、使用者代表委員は委員 3 名全員が御出席となっております。委員定数 9 名中 8 名が御出席され、また、公労使各委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項が準用する同法第 24 条第 2 項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から、公益委員の互選により選出された候補者について、承認による選挙を実施することとなっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

（ 労働者・使用者側委員の承認確認 ）

○佐藤賃金指導官

はい、ありがとうございます。それでは、選出方法について御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果を御報告いたします。

部会長に中山徳良委員、部会長代理に長谷川ふき子委員が選出されたとの御報告を受けております。皆様御承認いただけますでしょうか。

（ 労働者・使用者側委員の承認確認 ）

○佐藤賃金指導官

ありがとうございます。それでは御承認をいただきましたので、部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

（ 部会長、部会長代理の名札を置く ）

それでは、中山徳良部会長より御挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### ○中山部会長

部会長に選出していただきました中山と申します。よろしくお願いいたします。これから審議を進めていくこととなりますけれども、労側、使側の御協力を賜って運営を進めていきたいと考えております。また、忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは私のほうで議事を進めさせていただきます。

議題（２）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

#### ○平井賃金課長

順次資料の説明をさせていただきたいと思っております。

時間を頂戴するところもありますので、着座にて失礼させていただきます。

それでは、通しページの２ページ、資料 No.2 の愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）をご覧くださいと思います。

愛知県最低賃金専門部会につきましては、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で、委員の選任を行っております。専門部会運営規程についても、毎年御確認いただくことになっております。

運営規程第 1 条には、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によるとしています。

第 2 条では、専門部会の委員構成については、最低賃金法第 25 条、最低賃金審議会令第 6 条により委員は公労使同数の各 3 人以内と規定されていることより、公労使各 3 人の 9 人とするとしています。

第 3 条では、この部会は、部会長が必要と認めたとときのほか、愛知労働局長、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集することとなっております。

第 4 条では、部会長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを使用した出席を可能としています。

第 5 条では、部会長が会議の議長となって議事を整理するとしているほか、同条第 3 項では部会長が必要と認めるときは、委員ではない者の意見を聴くことができるとしています。

第 6 条では、会議は、原則として公開とするとしています。ただし、公開するこ

とにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができるとしています。

第7条では、会議の議事について、議事録を作成することとなっており、同条第2項では、議事録及び会議の資料は原則として公開とすることとしています。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができることとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとしています。

第8条では、部会長は、専門部会において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告することとなっています。

運営規程（案）に係る説明は以上です。

○中山部会長

ただ今事務局から運営規定について説明がありましたけれども、それについて何か御質問等があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 質問なし ）

○中山部会長

それでは、御質問等はないようですので、資料 No. 2 の本専門部会運営規程（案）について御承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

（ 全委員に承認確認 ）

○中山部会長

御承認をいただきましたので、この運営規程（案）を取りまして、附則第1条の施行日を令和6年7月25日として、この運営規程により運営していくことといたします。

それでは、議題（3）「意見聴取に関する公示による意見について」に入ります。これについて、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

事務局より報告いたします。第 514 回本審において決定しました関係労使の意見聴取につき、7 月 4 日から 25 日までの間、公示を行います。本日が公示期間最終日となっております。

資料の取りまとめ上、7 月 22 日現在の状況ですが、労働者団体 26 団体より意見書の提出があります。本日受付分を含めてこれらの意見書は次回の審議会で報告しますが、本日の専門部会においても議論の参考となるものであり概要をまとめて話をさせていただきたいと思っております。同意見書写しについては、別途資料 2 として配付させていただいております。なお、使用者団体からの意見書は 7 月 22 日現在ございません。

意見の概要につきまして、提出された意見書の中にありました意見、要望をピックアップして紹介させていただきたいと思っております。

「愛知県の最低賃金を時給 1500 円にすることを求める意見」、「愛知の最低生計費試算調査では時給 1500 円を超え、直近の物価上昇率で再計算すると 1700 円前後となることから、審議会、専門部会で労働者の生活実態を踏まえた審議を行い、愛知県の最低賃金を 1700 円に改正することを求める意見」、「人材確保、物価高騰に苦しむ職員の生活改善のため最低賃金を 1500 円に引き上げる議論をすることを求める意見」、「愛知の過去 6 年間で中賃の目安通りの改定で単に追認するのではなく、愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げ決定を求める意見」、「物価の高騰が続く中、年 1 回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされる状況を踏まえ年 2 回以上改正することを求める意見」、「最低賃金に関する基礎調査の対象事業場を拡大して調査することを求める意見」、「全国一律最賃制度を実現することを求める意見」、「中小企業が賃上げしやすいように、価格転嫁の徹底や原資確保ができるように対策を講じるように政府に引き続き求めていくという意見」、「審議会、専門部会でのすべての議論の公開及び議事録の作成と公開を求める意見」、「労働者の意見陳述の実施を求める意見」、「非正規労働者やケア労働者の当事者意見を聞き審議に活用することを求める意見」など、多数の意見、要望があり、御紹介をさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。これらの意見書の内容に関する事項については、これからの審議の場で触れていきたいと思っておりますので、これによろしいでしょうか。

( 労働者・使用者側委員に確認 )

○中山部会長

では、そうさせていただきます。それでは議題(4)「愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

意見聴取について御意見を伺います。

先ほどの資料 No.2 の専門部会運営規程第5条第3項では、「専門部会は部会長  
が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる」とな  
っています。

また、事務局から報告があったとおり、意見書等において意見陳述の要望が出  
されています。このことを踏まえまして、御意見をお伺いしたいと思います。まず  
労働者代表委員、いかがでしょうか。

○寺田委員

はい、意見陳述につきましては、先ほど意見書の説明もポイントを絞っていただいたんですけ  
れども、大きな方向性は我々と同様かなと思っておりますので、特に意見陳述は予定しておりま  
せん。労働者代表者は要求しておりません、ということをお伝えさせていただきます。以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員、いかがでしょうか。

○梶原委員

使用者側につきましては、先ほどの意見書について使用者側のほうからの提出  
はなかったということでございますけれども。私共、経営者協会のほうで今回、  
こういった審議に臨むにあたりまして、4月、5月、6月にかけて、愛知県下の会  
員企業、地域であったり業種別であったり、そういった方々と十数回にわたり懇  
談会、意見交換会をしておりますので、そういった中で賃上げの問題、最低賃金  
の問題、人の問題について様々な意見交換をしております。そういったものを踏  
まえてこの審議の場に臨んでおりますので、我々としても特段参考人というよう  
なことは必要ないかなと思っております。以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

意見聴取の実施につきまして、ただいま労働者側、使用者側双方から意見聴取の予定はないという御意見を伺いました。それぞれ、労働者側は労働者の意見を代表して、こういう意見書等の意見も代表しているということですし、使用者側も予めいろいろ意見交換をされて意見を伺ってきているということになりますので、当専門部会といたしましては、提出されました意見書等の趣旨を踏まえて審議を行うことで、意見聴取までは行わないということにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

( 労働者・使用者側委員に承認確認 )

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本年度は、当専門部会としては意見聴取は行わないということにいたします。

続いて、議題(5)「令和6年度愛知県最低賃金の改正について」に入ります。審議に入る前に事務局から本日の配付資料の説明をお願いいたします

○平井賃金課長

はい、説明させていただきます。

通しの4ページの資料No.3から説明いたします。「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和5年度版」です。平成26年度から令和5年度までの最低賃金引上状況等の推移をまとめています。左端の「区分」の列をご覧くださいとおり、一番上の赤い網掛けのところに愛知県最低賃金の時間額、引上げ額、目安額等の推移を掲載しております。その下に、特定最低賃金9業種の引上げ金額の推移を掲載しています。

5ページの資料No.4をご覧ください。こちらの資料は「昨年度の地域別最低賃金改定状況を都道府県別に掲載したもの」です。表の中段、丁度真ん中あたりに赤枠で囲った愛知の改定状況が載っています。縦の系列の中央、引き上げ額欄をご覧くださいと、全ての局が目安金額のAランク41円・Bランク40円、Cランク39円以上の引上げとなっております。愛知を含めAランクの6局のうち、千葉が目安額より1円高く42円の引上げとなっております、他の5局は目安どおり引上げ額41円となっております。Cランクの佐賀が目安より8円高い47円の引上げ、山形、鳥取、島根で目安額を7円上回る引上げとなっているなど、B・Cランクの多数の地域で目安を大きく上回る引上げとなっていることが御確認いただけます。縦の列、右から2列目が採決状況となっております。愛知のほか、埼玉、大阪、

広島など 14 局が全会一致となっています。

続きまして 6 ページの資料 No. 5 をご覧下さい。こちらは「答申要旨の公示日から最短効力発生予定日の一覧」です。

一例として、10 月 1 日（火）を発効日とする例を考えますと、一覧表において、8 月 5 日（月）までに答申要旨を公示することになり、異議申出締切が 8 月 20 日（火）24 時となり、異議申出の本審を 8 月 21 日（水）午前開催、本省への持込を同日 8 月 21 日午後 2 時までに行うこととなります。本省への持込が同日午後 2 時を過ぎて翌日となった場合は、発効日は 1 日ずれて 10 月 2 日となります。

なお、一覧表において、8 月 5 日（月）に答申要旨を公示する場合の 30 日経過後の法定発効日が一番右端の発効 9 月 29 日（日）となりますが、10 月 1 日（火）の指定日発効とすることとなります。官報公示が休日を行うことができず、開庁日に行うことになるためです。

7 ページは、答申要旨の公示から発行までの流れのフローチャートとなっています。

続きまして 8 ページ資料 No. 6 をご覧ください。こちらは「愛知労働局における業務改善助成金申請件数・交付決定件数」を企業労働者数の規模別、業種別に表したものです。業務改善助成金は、ご存じのとおり事業場内で最も低い賃金を 30 円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合にその費用の一部を助成する制度であり、中小企業、小規模事業者の最低賃金・賃金の引上げに向けた支援策となります。

令和 5 年度の愛知県における申請件数合計は 1589 件、令和 4 年度の申請件数の 4 倍以上となり、東京都、大阪府よりも多く、全国最多となっています。令和 5 年度の申請件数のうち企業全体の労働者数が 10 人未満の企業が 579 件と最も多く、30 人未満の合計は 1044 件で申請件数全体の 65%以上を占めています。さらに、令和 6 年度は 4 月から 6 月までのデータにより、申請件数合計は 162 件で、前年度同期 91 件の 1.8 倍近くとなっています。

令和 5 年度の申請件数、これを業種別、日本標準産業分類の大分類で見ますと、飲食店などの宿泊業・飲食サービス業が 320 件と最も多く、次いで卸売り・小売業が 288 件、歯科医院や介護施設などの医療・福祉が 238 件となっています。

また、令和 5 年度の交付決定件数は下に記載しておりますが、1085 件であり、交付確定額の合計は約 11 億 5 千万円となっています。なお、申請から交付決定までには審査等にタイムラグがありますので、申請件数と交付決定件数には相違があります。

続きまして、通しページ 9 ページ資料 No. 7 をご覧ください。「令和 5 年 10 月以降の名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率の推移」です。愛知県が令和 6 年 6 月に公表した数値です。名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率について、持ち



家帰属家賃を除く総合指数によると、令和5年10月以降、2.0%～3.0%で推移し、令和5年10月から令和6年5月の対前年上昇率の平均は2.8%となっています。

10ページからは、同じ愛知県が発表した2024年5月分の名古屋市消費者物価指数の内容です。令和2年（2020年）を100とする総合指数は108.4となり、前年同月比2.7%上昇、生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇、また、持ち家帰属家賃を除く総合指数は109.7で、前年同月比3.0%の上昇となっています。

続きまして13ページの資料No.8をご覧ください。愛知県から発表された総務省統計局の「家計統計表」です。右上のほうに記載があります2024年2月の平均消費支出は250,604円で、前年同月比4.5%減少となっています。

続きまして14ページの資料No.9でございます。愛知県から発表された、「あいちの勤労（2024年4月分）毎月勤労統計調査地方調査結果」です。2024年4月分の調査産業計、事業所規模5人以上でみますと、賃金の決まって支給する給与は293,046円となり、前年同月に比べ0.7%の増加となっています。

続きまして33ページの資料No.10をご覧ください。愛知県から発表された「愛知県内の企業における2024年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について」です。平均妥結額は15,276円で対前年比4,851円増加、平均賃上げ率4.80%で前年比1.48ポイント増加となっています。

続きまして37ページ資料No.11でございます。厚生労働省から発表された「毎月勤労統計調査（令和6年5月結果速報）」です。賃金の決まって支給する給与は282,980円となり、前年同月に比べ2.5%の増加となっています。

また、次のページからは令和5年度分の結果速報が示されています。前年令和4年度と比較すると、賃金の決まって支給する給与は272,608円で1.2%の増加となっているという状況です。

続きまして56ページの資料No.12でございます。愛知労働局職業安定部から発表された「最近の雇用情勢（令和6年5月分速報）」です。有効求人倍率は1.30で対全月0.01ポイント減少、新規求人倍率は2.36倍で対前月0.06ポイント減少となっております。

続きまして68ページの資料No.13をご覧ください。日本銀行名古屋支店が2024年7月5日に発表した「東海3県の金融経済動向（2024年7月）」です。70ページに記載の総括判断としては「東海3県の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。」とされており、実体経済・物価の個別には「雇用・所得情勢は緩やかに改善している。個人消費は物価上昇などの影響がみられるものの、持ち直している。企業の業況感は小幅に悪化している。消費者物価は前年を上回っている。」などとされています。

80 ページの資料No.14 ですが、日本銀行名古屋支店が 2024 年 7 月 1 日に発表した「東海 3 県の企業短期経済観測調査結果（2024 年 6 月）」です。81 ページに東海三県の 651 社への調査結果によると、企業の業況判断については全産業を平均した場合、2024 年 3 月の調査結果では回答時がプラス 10 ポイント、先行きはプラス 8 ポイントであったところ、6 月の調査結果では、回答時がプラス 9 ポイント、先行きはプラス 7 ポイントとなっています。

続きまして 87 ページの資料No.15 です。愛知県から発表されました「あいちの景気動向-あいちの景気動向指数-（2024 年 4 月分）」です。一致指数の基調判断は「景気変動の大きさやテンポ（量感）を表す景気動向指数（C I 一致指数）は、改善を示している。」とされています。

104 ページに、2020 年 12 月からの各月の基調判断が記載されています。2022 年 2 月以降 27 か月連続で「景気動向指数（C I 一致指数）は、改善を示している。」と示されています。

続きまして 107 ページの資料No.16 でございます。東海財務局から発表された「東海地域の経済構造」です。108 ページですが、こちらは「令和 2 年度の東海 4 県の県内総生産額は 72.7 兆円で、全国の 13.0%を占めており、製造品出荷額等をみると愛知県が全国 1 位、静岡県が全国 4 位、東海 4 県が全国に占める割合は 24.9%となっている。」というところです。

続きまして 112 ページの資料No.17 です。令和 6 年 4 月に東海財務局から発表された「最近の管内の経済情勢について」です。113 ページには、総括判断として「管内経済は、回復の動きに一服感がみられる」とされています。

117 ページの資料No.18 です。令和 6 年 4 月に東海財務局から発表された「最近の愛知県内経済情勢について」です。118 ページですが、総括判断としては「愛知県内経済は、回復の動きに一服感がみられる」とされています。個人消費に関しては「持ち直している」、生産活動に関しては「足踏みの状況にある」、雇用情勢に関しては「緩やかに改善しているが、企業の人手不足感は強まっている」とされています。

続きまして 121 ページの資料No.19 です。東海財務局が令和 6 年 6 月発表した「法人企業景気予測調査」です。122 ページで、東海 4 県に本社を置く資本金 1 千万以上の法人企業を対象として 1,167 社から調査票を回収した調査です。124 ページには、景況判断として「全産業の現状判断は「下降」超、6 年 7-9 月期は「上昇」超に転じる見通し」とされております。

続きまして 141 ページの資料No.20 です。愛知県から令和 6 年 7 月に発表された「2024 年 4 月-6 月期中小企業景況調査結果について」です。県内の中小企業 2,000 社を対象とした四半期ごとの経営動向調査です。「調査結果を見ると、今期は業況判断、売上及び採算の各 D.I.で前期実績を上回りました。来期は業況判断、

売上及び採算の各 D.I.で前期実績を上回る見通しです。」とされています。

続きまして 157 ページの資料No.21 です。中部経済産業局から 2024 年 6 月に発表された「最近の管内総合経済動向」です。158 ページで、2024 年 4 月を指標としてみると「生産は、持ち直しの動きがみられる。個人消費は、持ち直している。設備投資は、前年度を上回る計画となっている。雇用は、有効求人倍率が 2 か月ぶりに低下した。また、新規求人数が 11 か月ぶりに前年同月を上回った。など、総合的には、緩やかに持ち直している」とされています。

178 ページの資料No.22 をご覧下さい。中部経済産業局から 2024 年 1 月に発表された「最近の管内総合経済動向」の「管内企業の活動状況等について」です。179 ページですが、東海地域の大・中堅企業等に対して四半期ごとにヒアリングを実施する 2023 年 12 月期地域経済産業調査結果によりますと、180 ページで、「生産について、足元の状況は、自動車関連産業を中心に輸送機械工業が引き続き回復している。」「個人消費については、足元の状況は、新型コロナウイルス感染症 5 類移行後、外出機会の増加等により、生活様式がコロナ前の水準に戻ってきたことから、百貨店やドラッグストア、コンビニ、飲食業、宿泊業等で客数や売上が増加傾向となっている。」ということでございます。

続きまして 186 ページの資料No.23、(株)帝国データバンク名古屋支店から 2024 年 2 月 7 日に発表された「2023 年の愛知県の企業の休業・解散動向調査」についてです。調査結果としては「2023 年に休業・廃業、解散を行った愛知県内の企業は 3,439 件となり、倒産件数（535 件）の 6.4 倍で、前年比 14%増、『あきらめ廃業』が広がり兆しとなっている。」とされています。

続きまして 191 ページの資料No.24、(株)帝国データバンク名古屋支店から 2024 年 5 月 21 日に発表された「2024 年度の業績見通しに関する東海 4 県企業の意識調査」についてです。「2024 年度の業績見通しについて、『増収増益（見込み）』と回答した東海 4 県の企業は 26.2%と前回調査から 0.7 ポイント減少。」となっています。

続きまして、別途配付資料として、一昨日、皆様方にメールにて厚生労働省本省のリンク先を御案内させていただきましたが、本年 6 月 25 日に開催されました第 68 回中央最低賃金審議会及び第 1 回から 3 回の目安に関する小委員会において示された資料を別途資料 1 として配付させていただきました。

第 68 回中央最低賃金審議会の資料の中には、7 月 4 日開催の本審においても資料として配付させていただきました閣議決定の抜粋部分が含まれています。

24 ページからの第 1 回の目安に関する小委員会の資料の中には、主要統計資料として、全国統計の GDP 等の主要指標、有効求人倍率・完全失業率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況、消費者物価指数や消費支出額の推移などのデータが示されています。

164 ページからの第 2 回の目安に関する小委員会の資料の中には、資料 No.1 「令和 6 年賃金改定状況調査結果」、資料 No.2 「生活保護と最低賃金の状況」、資料 No.3 として「地域別最低賃金額・未満率及び影響率の推移」などのデータが示されています。

通しページ番号 165 ページは改定状況調査の概要です。少し説明をさせていただきたいと思います。真ん中の 3 (2) にありますが、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所を調査しております。その下の表をご覧くださいと思いますが、調査事業所数は 16,373、集計事業所数は 5,149、回収率は 31.4% と、概ね例年並みとなっております。また、昨年 4 月にとりまとめられた全員協議会報告に基づき 3 ランクになったことを踏まえて、3 ランクで調査設計をしています。

この改定状況調査は、中小企業の賃金の引上げ状況の実態を把握することを目的とする調査です。目安の審議をするにあたっての重要な資料になるということです。

それに対して基礎調査は、中小企業の賃金の分布状況の実態を把握することを目的とする調査として、地域別最賃額を審議するにあたって重要な資料となっております。これもまた改めてお示しをしたいと思います。

通しページ 167 ページの第 1 表をご覧ください。こちらは今年の 1 月から 6 月までに賃金の引上げ、引下げを実施した、あるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。

左上の産業・ランク計を見ていただくと、1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は 42.8% となっており、昨年より低下しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は 0.7% となっており、昨年と同割合となっております。更に隣の列ですが、1 月から 6 月に賃金改定を実施しない事業所のうち、7 月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は 40.1% で昨年より上昇しており、7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は 16.4% と昨年よりは低下している状況です。

産業別にみますと、1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は、医療、福祉で最も高く 62.9% となっています。

170 ページの第 4 表ですが、賃金上昇率です。第 4 表の①は男女別の内訳を示しています。

第 4 表①の産業・男女計をみると、ランク計の賃金上昇率は 2.3% となっています。2.3% という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っているものです。ランク別では、産業・男女計で A ランクで 2.2%、B ランクで 2.4%、C ランクで 2.7% となっており、C ランクが最も高くなっているという状況です

男女計で産業ごとにみますと、左から5番目の宿泊業、飲食サービス業が最も高く、ランク計で2.8%となっております。

男女別の賃金上昇率をみますと、左端の産業・ランク計で、中段の男性が1.9%、下段の女性が2.7%となっております。

171ページの第4表です。一般・パート別の賃金上昇率になります。左端の産業・ランク計でみますと、中段の一般労働者は2.1%、下段のパートは2.8%となっております。

通しページ172ページは第4表③です。第4表の①②と③には共通点と相違点がございませぬ。共通点としましては、集計対象となる事業所で、昨年6月と今年6月の賃金を調査して賃金上昇率を計算している点、こちらは同じになります。

相違点は、1番下の資料注に記載してありますが、第4表①や②については、集計労働者である29,463人全員から賃金上昇率を計算してあります。一方で、第4表③では、昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者である24,639人のみ、割合ですと83.6%の労働者に限定して賃金上昇率を計算してあります。

産業計・ランク計の賃金上昇率を見ますと2.8%となっており、ランク別に見ますとAランクは2.7%、Bランクは2.9%、Cランクは3.1%となっており、いずれも、第4表①②よりも高い上昇率となっております。

縦にご覧頂ければと思ひますが、内訳を見ますと、男性は産業計・ランク計で2.6%、女性は3.1%、一般は2.8%、パートは3.1%となっております。第4表①②と同じく、男性より女性が高く、一般よりパートが高いという傾向は変わっておりませぬ。

通しページ173ページには、賃金引上げの実施時期別の事業所数の割合を、174ページには、事由別の賃金改定未実施事業所の割合を、参考表として付けてあります。

以上、大変長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何か御質問等があればお願いします。

( 特になし )

○中山部会長

よろしいですか。それでは議題に関しまして、現時点における愛知県最低賃金

の改正について、労働者側・使用者側双方の基本的な考えを伺いたいと思います。  
まず、労働者代表委員からお願いしたいと思います。

#### ○寺田委員

労働者側委員の寺田です。よろしく申し上げます。

本日、ファイルの中の一番後ろに労側の資料ということで1部御用意していただいております。こちらをご覧くださいければと思います。

まず、専門部会は寺田と松村とで担当させていただきます。よろしくお願いたします。

1枚ページをめくっていただきまして、まず本年の地域別最低賃金に対する労側の主張について申し上げたいと思います。①から④までです。こちらは7月4日の本審の場で使用させていただいた内容と同じですが、簡単に御紹介等させていただきます。

まず①の1点目です。近時の物価上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視して審議するべきだということでもあります。

2点目ですけれども、賃上げの流れを最賃金額の引上げにつなげていくべきであるということでもあります。

③です。3点目は、昨年愛知県においても1000円を超えたものの現行水準は働く価値に見合った水準とはいえないということでもあります。

4点目につきましては、最低賃金の引上げにより、やりがい・働きがいの向上による生産性向上につながる、寄与するという考え方を示させていただいております。

続いて次のページ、新たに追加させていただきたい主張です。

⑤ですけれども、実質賃金ですね。給与は上昇するも足元の実質賃金の統計を見ますと、前年比の1.4%マイナスということでもありますので、春闘を受けて所定内給与、先ほど御説明がありましたように伸びつつあるのですが、物価上昇に賃金が追いついていない状況が依然として続いていますので、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は厳しい状態ということでもありますので、生活水準の維持・向上の観点から実質賃金というものをしっかりと意識した議論が必要であるという考えであります。

続いて⑥です。賃上げのための環境整備が重要となりますということ。先ほどからもありますように、中小・零細事業所へも賃上げの流れを広げていくた

めには、賃上げができる環境整備や広範囲な支払能力の改善・底上げが重要であると我々も考えております、ということです。昨年策定されております労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針が政府より出されておりますけれども、こちらの実効性のさらなる向上とかパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めていくべきであると考えております。また、国の中小企業に向けて各種支援策の利活用の状況だとか効果をしっかりと検証を踏まえて一層の制度の拡充だとか利活用の推進が重要と考えております。我々も願うばかりでなくて、しっかりとこちらの課題にも取り組んでいきたいという思いもありますので、こちらのほうも主張させていただきたいと思います。

あと最後に水準についてです。我々のほうで、連合でリビングウェイジというものを作成させていただいています。こちらは労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むために必要な最低賃金を算出させていただいております。こちらの内容につきましては下段に概要を打ち出しておりますけれども、算定に当たっては、しっかりと厚生労働省のデータだとか総務省の情報も反映しながら作らせていただいております。こちらは各県ごと、47都道府県それぞれに金額を作成させていただいております。こちらは昨年、2023年ですね、我々のほうで、連合リビングウェイジで愛知県の金額を出せていただいた時に、1100円ということは算出させていただいておりますので、こちらをしっかりと意識しながら審議に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

基本的な考えは以上となります。

#### ○中山部会長

ありがとうございます。では、使用者代表委員からお願いいたします。

#### ○梶原委員

では、私のほうから申し上げたいと思います。

基本的な考えにつきましては、先日の本審で申し上げたことと一部被るかと思っておりますけれども、今年の最低賃金の引上げにおきましては、社会的な要請とか物価上昇、それから春の賃上げの状況、それから人材の確保、定着といった問題から、一定程度引上げが必要であるということは理解しているつもりでございます。そうは言っても、懸念材料がいくつかあるということで、一つはエネルギーとか原材料費の高騰というものにつきましては、企業経営、企業の収益にも大きな影

響を与えているというのは事実でございますので、こういったコストアップが適切に価格転嫁、サプライチェーン全体での付加価値の配分というようなところにきちんと反映されているのかということ、特に中小企業、小規模企業の影響が大きいと思いますので、そういったこともきちんと精査していく必要があるのではないかと考えております。

最低賃金の引上げにつきましては、毎回申し上げておりますが、法律で定めた生計費、それから賃金、それから支払能力と、この三要素の中での我々は企業の支払能力というところで春の賃上げの動向について注視しているということでございます。

こういったいろいろな数値を下敷きにしていったものが、引上げをするに適切なデータなのかということ、きちんと踏まえた上で確認をしていきたい、判断をしていきたいと考えております。

そういった中で、いくつか数値を申し上げたいと思います。今年の春の賃上げにつきまして、先ほど事務局から愛知県が調べた調査について報告がありましたけれども、私ども愛知県経営者協会のほうで調べた結果とほぼほぼ愛知県と同等というようなことで、経営者協会のほうでは4.71%の引上げという結果になっております。この4.71%の数字の中身を見ていきますと、ベースアップ、こういった最低賃金を上げる原資となるベースアップにつきましては、先ほど4.71%と申し上げましたけれども、そのうちの3.09%がこのベースアップに当たるということです。こういった数字も数値もきちんと精査した上で判断していきたいと考えております。

それから企業収益、賃上げ、労務費に分配するということが大事なことは、社内ですること、労働時間の短縮だとかデジタル化による効率化というのはもちろんやっているんですけども、それ以外にも対外的な、つまりサプライチェーンの中にいかに価格転嫁の問題かというようなことが残っていくかと思っておりますけれども、その点につきましては、中小企業庁の調査によりますと約2割の企業が全く価格転嫁ができていないという調査も出ておりますし、7割以上の価格転嫁ができましたよという企業における、では労務費で見たらどうかというと28.4%の企業にとどまっているというようなこともありますので、先ほどこのサプライチェーンの問題、価格転嫁も大事だと申し上げておりましたけれども、数値を見る限りまだまだ特に小さい中小企業については非常に厳しい状態であるというようなことは、結果からも調査からも出るのではないかと考えております。



あと話が戻って、一点申し上げるのを忘れたんですけれども、先ほど賃上げのことを申し上げましたけれども、4.71%と全体ではそういう形になっておりますが、ただいわゆる防衛的賃上げというようなところで、やはり社会情勢だとか人の確保、定着のために会社の体力、そういったものを大きく超えた賃上げをしているというような防衛的賃上げをしているような企業さんも多いと、これは統計上でも6割と言われておりますけれども、先ほど県下の人事担当者数十社と懇談したというようなところでも、そういった話は非常に多く聞かれました。私の個人的な感覚で言いますと、日商が調べた6割くらいの企業がそのような状態であるというのも、肌感覚では大きく大差はないとヒアリングをしたところ、そんな感じを持っておりますので、そういったところをきちんと確認しながら、数値に基づく金額の引上げを我々としては判断していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。他の委員の方から御発言があればお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

( 特になし )

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

本日は、本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けて労使双方から基本的な御意見をいただきました。

次回以降の専門部会においては、さらに具体的な審議に入っていく予定にしておりますので、労使協力の下に円滑な審議がなされますように、御協力をお願いいたします。

次に、議題(6)「その他」についてです。各委員の皆様、何か議事がありますでしょうか。

( 労・使委員に確認 )

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは事務局から何か説明、連絡がありますでしょうか。

○鈴木主任賃金指導官

事務局より説明させていただきます。

次回の開催日程についてです。第2回専門部会の日程ですけれども、7月29日（月）午後1時30分から開催を予定しております。開催の御案内をお送りいたしますが、開催場所は、外部会場となります。桜華会館2階「梅の間」で開催させていただきますので、御参加のほうよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○中山部会長

ただ今の連絡に対しまして、何か御質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。

（ 特になし ）

○中山部会長

他に、労使委員から御意見等があればお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（ 特になし ）

○中山部会長

もうすでに、目安について報道がありますけれども、明日が正式な伝達ですので、今日は別に触れませんので、明日以降またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の専門部会は閉会といたします。皆様ありがとうございました。

